

1月臨時教育委員会会議録（第1回）

- 1 日程 令和5年1月6日（金）
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
日程第1 会議録署名委員の指定について
日程第2 議案第1号 中学校教科用図書採択について
日程第3 議案第2号 中学校教科用図書採択事務について
- 4 出席委員
教育長 濱崎 徹
教育委員（教育長職務代理者） 糸野 聡史
教育委員 福村 尚子
教育委員 足立 義幸
教育委員 富山 昌克
- 5 教育部出席者
教育部長 萬田 栄治
教育部理事兼次長 寺田 剛
教育総務課長 中村 真也
学校教育課課長代理 岸 廣幸
- 6 書記 教育総務課課長代理 田仲 幸次
- 7 傍聴者 2人

午後5時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○中村教育総務課長

皆さま、こんにちは。臨時教育委員会会議の開会に先立ちまして、事務局より、本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき傍聴者を募集したところ、2名の希望者がおられましたので、手続きの上、入室していただいております。それでは教育長お願いいたします。

○濱崎教育長

あらためまして、皆さん、こんにちは。緊急ではありますが、現在使用中の大日本図書の教科書(数学・保健体育)の採択替えについてご審議いただきたく、年始のお忙しい時期ではありますが、臨時に召集させていただきました。ご参集いただき誠にありがとうございます。

それでは、令和5年1月の臨時教育委員会議を始めます。

初めに、本日の会議録の署名委員ですが、糸野委員よろしくお願いいたします。続きまして、まず、教育長報告を1件行います。

令和4年12月23日に、藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会を設置し第1回目の会合を行いました。

初めに、弁護士の畠田健治様、東尚吾様、学識経験者で大学教授の高根雅啓様を委員に委嘱いたしました。

その後、委員長、副委員長を互選していただき、委員長には畠田様、副委員長には高根様にご就任いただきました。

教育委員会より諮問を行いました。諮問内容につきましては、(1)事件の実態把握及び原因究明に関する事(2)再発防止策に関する事(3)その他、教育委員会が必要と認める事項に関する事です。そして、本答申については、令和5年3月31日までに頂きたいと思っております。

それでは、会議次第に従いまして議事に入ります。本日は議案が2件です。

まず、議案第1号 中学校教科用図書の採択について、岸学校教育課課長代理、説明願います。

○岸学校教育課課長代理

議案第1号 中学校教科用図書の採択について説明します。配付資料をご覧ください。資料は、番号のないクリップ留めのものになります。

本来は、一度採択した教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければなりません。しかし、令和2年度実施の中学校教科用図書の採択において、本市元校長が、教科書会社「大日本図書株式会社」の営業担当者に対して、秘匿とされている調査員名や調査員が作成した資料を漏らし、その見返りとして、現金授受、飲食やゴルフ接待を受け、加重収賄罪で11月10日に起訴され、12月21日に初公判が行われ、起訴事実を認めました。また、大日本図書の元取締役ら2人は贈賄容疑で略式起訴され罰金の略式命令を受けております。

これらのことから、令和2年度実施の教科書採択事務手続きにおいて、これまで不公正な行為があったのではないかとという疑義ではなく、不公正な行為があったと判断をいたしました。

このことを受けて、教科書採択のやり直しである「採択替え」を議案として挙げさせていただいた次第になります。

採択替えの根拠につきましては、資料の下の□囲みの中に示しております。

1つ目は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の2項において、「採択期間内において採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合、そのほかの文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。」とあります。

また、同法律施行規則第6条2号において、「採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合」とあり、今回の事件の内容は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行についての通知からも不公正な行為に該当することから、すでに採択している教科用図書を変更することができることとなります。

これまでは、教科書の内容は、文科省の検定を経ていることから学校における活用に問題はないと考えておりましたが、教科書採択における事務手続きにおいて、

不公正な行為があったと判断したことにより、現在、市内中学校で大日本図書株式会社を使用している教科である「数学科」、「保健体育科」の2教科において、再度、教科書採択をやり直し、令和5年度に市内中学校で活用する教科書を大日本図書以外の教科書に変更することが妥当であると考えました。

このことは、府教育庁を通じて、文部科学省とも確認しており、2月末を期限に新たな教科書を決定することができるのであれば、新年度に教科書を発行することは可能であるとの了承を得ており、今回の議案提出に至りました。

中学校教科用図書の採択について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○濱崎教育長

ご存知のように、議案説明の中で12月の終わりに初公判が行われ、起訴事実が認められたということの中で、不公正な行為があったと判断をしたということからスタートしまして、不公正な行為に該当する云々の問題で教科書の採択替えを行うというふうに提案をいただいたところです。採択替えするのはいいのですが、大変異例なことでもありますし、いろいろな条件もある中での判断をしたということ、委員の皆さまにもいろんな角度からご意見やご質問があるのかなと思っております。その点をしっかりとつめたうえで審議を深めていきたいと考えておりますので、忌憚のない意見を挙げていただけたらというふうに思います。委員の皆さま、何かご意見・ご質問等ございますか。

○糸野委員

不正があったということで、こういう議論になるのは当然のことだと思います。教育委員としては、中学生の立場に立ってデメリットがあるのかないか、が気になると思います。そういったところをきっちりとお話をしてあげないといけない。中学生にとってメリットが大きいのであれば、そこはきっちり果たさないといけないと思います。

○濱崎教育長

中学生の生徒の立場から、今回の採択替えというのはどういう影響があるのか、というご心配をいただいているのですが、そのあたり事務局はどうですか。

○寺田教育部理事

まずは子どもたちにとっての影響ですが、デメリットというところにつきましては、本来、続けて使うであろう教科書、例えば中学1年生の子どもたちが同じ教科書会社の教科書を使って数学を学習する場合に、教科書の設えであったり設問の仕方等が違う部分がございますので、そういうところについて変わるところでのデメリットはあるかなと思っています。

また、メリットにつきましては、内容よりも子どもたちの気持ちや安心感というところで、事件があった教科書ってどうなのかなという部分については、採択替えすることでメリットになっていくのかなというふうに今は考えております。

○濱崎教育長

使い慣れた教科書を使うということに関わっては、そういう状況があるのでは

うね。ただ、今回は、採択替えで次年度で使う教科書を替えますよという提案になるのですが、通常の教科書採択時においても、その年度では教科書が入れ替わるので、今まで経験したことがあるかないかと言ったら4年に1回は経験していることだと思います。あと、子どもたちの気持ちの面でメリットがある、ということですね。ありがとうございました。他に何かご質問等ございますか。

○足立委員

不正な行為があったというふうには理解はできるのですが、この不正な行為というのは採択にあたって影響があったという解釈なののでしょうか。そこを教えてくださいなと思います。

○寺田教育部理事

影響につきましては、今、別個で第三者委員会の方を立ち上げさせていただいております。そちらの方で調査を順次進めていく予定にしております。その中で全容が明らかになった中でその影響がどうだったのかというところについて判断をしていかなければならないかなと思っています。したがって、現時点で影響があったかどうかというところについては、お答えにくい状況でございます。

○岸学校教育課課長代理

先ほどの説明の中にもあったのですが、教科書の内容に関しては、もちろん文部科学省の検定を受けているわけですから、内容に関しての適正というのは保証されているというふうに我々も考えております。今回、採択手続きの部分で、どこの部分で不正行為があり、しかもその部分にどれくらい影響を与えたのかというのは、先ほどの理事の方からも説明があったように、第三者委員会で検証されていくべきことなのかなと考えています。実際、先ほどの法令等にもありましたように、一定、この本人が贈収賄関係にあって起訴事実を認めたということが我々としては一番大きいと捉えておまして、そういったことを受けた時に、やはり不正手続きの中で採択された、しかも、そういった部分を考えて時には、市民や保護者やもちろん子どもたちもそうですけれども、説明責任としてなかなか我々として答えることが難しいのではないかというふうに考えた結果、今回採択替えということで議案に上げさせていただいた次第です。

○濱崎教育長

文部科学省も言っていることは、教科書というのは全ての子どもが使うものであって、高い公正性とか透明性が担保されなければならないということです。教科書採択事務の流れの中で、当然全ての過程の中で質の高い透明性・公正性を保つ努力が必要であるということなので、最終的にどう影響があったかということよりも、その事務の過程の中で不正があったということが重い。そこを改善していかなければいけない、という様なところでの提案だと思います。

他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。保護者とかそういったところでの視点というのでは何かお話できるようなことはありますか。

○足立委員

やはり、採択替えになることで一番影響を受けるのは現場サイドですし、特に中学生の生徒の影響というのはおそらく大きいのではないのかなと思う。その影響を間接的に保護者側の方にも影響が及んでいく形になりますので、誠意のある対応は必ず求められることになるのだろうと思います。

○濱崎教育長

具体的に、誠意のある対応というのはどのようなことですか。

○足立委員

理にかなった判断と言いますか、保護者観点から言うと生徒ファーストで判断いただきたいというところがあるのではないのかなと思います。

○濱崎教育長

そのあたりで事務局から意見はございますか。

○寺田教育部理事

おっしゃっていただいている、まず学習者である生徒への負担について理解することやその対応をしていかなければならないと思っております。そのあたりどういう動きを市の教育委員会として行っているとかということについて、いろいろな媒体を通じて保護者や子どもに説明していく必要があると考えています。

○濱崎教育長

他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

今回の事で信頼を失ったことは事実だと思います。今、ここにいる関わった人間が一つ一つ信頼を回復していかないといけない。教科書を替えたから良いという問題ではないと思うんです。一番大切なことは、その信頼を失ったということを重く受け止めて、今からきちんと対処していくということが一番大切かなと思います。

○濱崎教育長

他にご質問等ございますか。

○糸野委員

教員の皆様は、もうこの時期には来年度1年間のための教育スケジュールを全部綿密に組まれていると思うのですが、そこへの影響が気になる。今回、直前に教科書が替わるということで、教員の方への負担の部分はいかかですか。

○濱崎教育長

通常の教科書採択替えは7・8月に新しい教科書が出てくる。今回はこのままいけば2月になって、採択替えすることで教員の準備態勢にどのくらいの影響があるのでしょうかというご質問です。

○岸学校教育課課長代理

4年に1回行われる採択の際に、どういった経緯をたどるかということですが、新しい教科書が子どもたち用に来たり、先生方が見たりとかいう部分で言いますと、それほど大きな差は無いと考えてはいます。しかし、これまで使っていた作成した教材、現在使っている大日本図書を参考にして作られた例えばプリントだとか、について新しい教科書が出た時にもう一度作り直すだとか、そういった部分で負担をおかけするという事は出てくると思います。これも、採択替えを行われた時にも、全ての教員がすることにはなるのですが、それが4年間で1回で済んでいたものが2年に1回のターンで回って来た、ということになると考えております。そういった意味での負担というのは一定あると考えております。

○濱崎教育長

どうしても厳しい環境の中で決断していますので、糸野委員がご心配になっているようなところは、やはりデメリットとしては残るのだろうなということです。しかし、それをどのように乗り越えていくのかというのはこれからの事かと思えます。

他に採択替えに関わって懸念されるようなことやご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。何点か出していただきましたが、信頼をというテーマの中で、事務局は採択替えを苦しい環境ではあるのですが行っていきたいということです。

議案第1号 中学校教科用図書の採択について、決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

『一同挙手』

○濱崎教育長

ありがとうございます。全員一致ということで、原案通り決定いたします。

続きまして、議案第2号 中学校教科用図書の採択事務について、岸学校教育課課長代理、説明願います。

○岸学校教育課課長代理

議案第2号 中学校教科用図書の採択事務について、ご説明いたします。資料がたくさんあるクリップ留めのもををご覧ください。資料1から11までございます。これを基に説明させていただきたいと考えております。

それではまず資料1、「令和5年度使用教科書の採択事務処理について」の通知文により、義務教育諸学校における令和5年度に使用する教科用図書の採択事務について通知がありました。

そこでは、1（1）小中学校用教科書の採択についてという項目がありまして、「小中学校用教科書の採択については、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、同一の教科書を採択しなければならないこと。」とありますが、先ほどの議案第1号でお伝えした通り、「採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有す

る者の不公正な行為があったと認められる場合は新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。」ことから、現在、市内中学校において、大日本図書株式会社が発行している「数学科」、「保健体育科」の2教科の採択替えに向けた事務手続きを進めてまいります。

資料2をご覧ください。文科省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」にありますように、採択権者である教育委員会は、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択結果やその理由について、保護者や地域住民などに対して、説明責任を果たすことが重要となります。

資料2につきましては、今回の事件を勘案すると、公正確保の観点で大事な項目になりますので、いくつかの項目に着目しながら説明させていただきます。

同2ページの1.教科書採択の公正確保の徹底について、「(1)教科用図書選定審議会の委員または、調査員などの選任について」を説明させていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条の2の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や各学校などにおいて教科書の調査研究を行う調査員などについても、教科書採択に直接の利害関係を有するものを選任することは不相当であること。また、直接的な利害関係でなくとも、教科書発行者からの個別協力や意見聴取を受け著作・編集活動に一定関与を行う者を、選定委員や調査員に選任することは適当でないことが示されており、利害関係者は選任しないようにすることが明記されています。

4ページ、「(3)過当な宣伝活動等への対処について」を説明させていただきます。

採択期間においても、教科書発行会社が、採択関係者に対して自ら発行しようとする教科書の宣伝活動を行うことは特段問題ないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文科省から各教科書会社に、(資料2別添通知)教科書発行会社の行動規範の遵守を求めています。

具体的には、たくさんあるのですが、一部項目だけピックアップさせていただきますと、「採択関係者に影響力を及ぼし得る者を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動に従事させない」「採択関係者の自宅訪問はしない」「採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会または研修会等を主催せず、ほかの主体が主催するこれらの会議の開催に原則関与しないこと」などがあり、詳細は、資料2の別添通知を時間のある時に見ていただきたいと思います。そういったことが記載されております。

また、「各教育委員会は、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ、密に連携すること。事前に適切な措置を講ずること。このような違反行為を教科書会社に求めたり、そういった申し出が教科書会社からあった場合は、明確に断ること。」が示されております。

また、「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保の観点から、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定める。」とあり、学校関係者だけでなく、教科書発行者への通知も文科省から通知されています。

7ページ、「(5)教科書発行者との関係について」を説明させていただきます。

質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師の意見を反映させることは必要不可欠であり、一定の意義を有する。その逆も同様となります。教科書発行者のねらいを十分理解して授業実践をすることは、生徒の学習に直結します。

しかし、「教師が適正な労務に対する対価として、金銭を受け取る場合について、受け取らない場合も含めて、その可否・手続きなどについてそれらの条例・規則において定めるとともに、教師等に対して、それら法令に従うことを周知すること。」とあります。また、「服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師などからの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。」「教師が法令などに違反した場合には、当該教師等に懲戒処分も含めて厳正に対処すること。」とあり、職務上知り得た情報を漏らさないことや贈収賄の関係にならないようにすることが求められます。

8 ページ、(6) 文部科学省への情報提供については、不適切な行為が確認された場合は、教育委員会や管理職に速やかに伝えること等が記載されています。教科書会社と接点を持つことを含めてですが、そういった時には必ず管理職が市教委の方に報告することがここで義務付けられています。

このことから、教科書会社の適度な宣伝活動は問題ないが、採択権者の判断に不当な影響を与えないという点が分かりにくくもあります。しかし、今回の事件から勘案すると、万が一、教育委員、選定委員、調査員が、教科書会社と接触した際は、採択事務担当者への報告が必要であると考えております。

教育委員や選定委員であれば、藤井寺市教育委員会事務局担当者へ、調査員であれば、当該校の管理職と市教育委員会の担当者両方へ報告することを義務付けることが必要と考えております。

また、教育委員の皆さまにおかれましては、資料2 公正確保の徹底について、再度、時間をかけて確認していただき、ご質問等がございましたら、後日でも結構ですので、教科書採択担当者へご質問いただきけたらと考えております。

次に、採択事務の手順について、ご説明いたします。今回、採択スケジュールがタイトになっておりますので、その確認も含めて説明させていただきたいと思っております。

資料3 をご覧ください。現在考えている案で、教科書採択の予定でございます。そこにも記載しておりますが、まず、資料4-1 にございます藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則がございます。その第3条に基づき、選定委員会を組織しなければなりません。また、第7条に基づき調査員を任命し、採択に関する調査研究を進めてまいらなければなりません。この点について、例年と異なる点がございましたので、追加で説明させていただきます。

通常であれば、選定委員は、校長2名、教頭2名、教育委員会事務局3名、PTA代表1名、学識経験者1名の合計9名で構成しておりますが、令和2年度の採択手続き関係者を除いた形での実施を考えているため、今回は、校長1名、教頭1名、教育委員会事務局2名、PTA代表1名、学識経験者1名の合計6名で実施したいと考えております。資料4-1にも選定委員については9名以内と記載されてあることから6名での実施は可能と考えております。また、調査員についても同様に、令和2年度に採択事務に関わった調査員・教員を除いた形で選任いたしたいと考えております。ここが通常の採択の形と変わっているところです。

今回の採択替えは、特例のため、府への報告期日は、2月末日となっていることから、本市では仮日程である2月24日の臨時教育委員会議での採択をめざし、採択スケジュールをたてております。日程調整は後日させていただこうと考えておりますが、今後の予定としましては、まず、選定委員会を1月12日に開催したいと考えております。

選定委員会の委員については、資料5に載っております。先ほど6名のお話をさせていただきましたが、具体的にはこのメンバーを任命したいと考えております。その際、先ほど説明させていただいた資料2の「公正確保の徹底について」を丁寧に確認し、資料6の誓約書にもサインをしていただきます。以前の誓約書は、「直接の利害関係がないこと」のみを誓約したものでしたが、今回は、「教科書採択における公正確保や教科書発行者との関係等について十分説明を受けていること」等を追記しております。このような追記については、今回の事件において、情報漏えいを含めた教育公務員としてのサービスの観点から明文化させていただきました。

続きまして、資料7は、選定委員・調査員の経費について掲載したものです。

藤井寺市立学校教科用図書選定委員会への諮問内容につきましては、資料8をご覧ください。令和5年度使用教科用図書採択に関し、資料9の教科書発行者の図書について、藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則第2条の規定により選定委員会の意見を求めています。出版会社の中から、大日本図書を除外した形での採択になりますので、数学は6社から、保健体育は3社から推薦図書を選定していただくこととなります。

この選定委員会の進め方としましては、資料8の裏面にある別紙採択における観点を基に、府の教科用図書選定審議会が作成した選定資料を参考にしながら、調査及び研究をおこなうこととなります。

また、藤井寺市教育委員会が採択する教科用図書について、調査及び研究結果を答申いたします。

また、2月中旬を目処に、答申に関する作業を終了するという内容で選定委員会に対し、諮問する予定でございます。

なお、1月12日の選定委員会議第1回の流れにつきましては、①選定委員の委嘱及び任命式②誓約書への署名③教育委員会の諮問の確認④第1回選定委員会議の具体的な中身としましては、(1)委員長・副委員長の選出(2)藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則等の説明(3)公正確保について(4)調査員の人数の決定及び任命について(5)経費費用弁償について(6)教科用図書採択事務日程(7)教科用図書選定資料についての流れで進めて参りたいと存じます。

今後のスケジュールですが、資料10をご覧ください。カレンダーで1月から2月末までのものを提示させていただいております。先ほども説明いたしました第1回選定委員会会議を1月12日に実施予定にしております。1月13日に調査委員会を予定しております。1月13日から1月27日までの2週間を個人研究と種目別グループ研究という形で調査員の方に集まっていただくと考えております。1月27日までに調査員が作成した資料の市教委への提出をお願いし、市教委がまとめて、選定委員へ配付し研究資料としていただこうと考えております。

特に、通常の採択と比べると調査員の研究期間が短くなっていますが、資料11を見ていただくと、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について(通知)の「採択替えに当たっての

適正な手続き」の項目において、「採択替えに当たっては、当該教科書の種目のその他の教科書について、綿密な調査研究を行うことが必要であること。その際、前年度以前に行った教科書採択における教育委員会議の審議や調査研究の結果のみをもって、新たに採択する教科書を決定する取り扱いは適当でないこと。」と示されております。これを受けまして、令和2年度の調査研究結果を基に再調査をしていただくため、研究期間を短くしております。一から作る訳ではないという形で、今回この期間を短くさせていただいております。

また、研究する際には必要な見本本が必要になります。すでに各校の学校図書館に閲覧していることから、それらを参考に調査員、選定委員になった校長・教頭・教員には研究を進めていただきこうと考えております。

また、2月初旬に第2回選定委員会議を行い、教育委員会に2月中旬には答申していただく予定です。カレンダーには2月17日というふうに書いておりますが、これは仮ですので、また調整をさせていただきます。

P T Aの方には、各校に学校図書館以外で1セットを中学校に送付しているため、その1セットを回収し、P T Aの方に持参しようと考えております。

また、教育委員、教育委員会事務局担当者は、教育委員会室に2セットご用意しておきますので、採択期間中、見本本を見ていただけるような機会を持てるようにしたいと考えています。

また、前回採択において、教育委員会事務局として失念しておりました選定委員会の会議録については、選定委員会で推薦された教科書会社の決定プロセスが明確でなかった点が明らかになりました。この点も改善して、選定委員の会議録の作成をします。

最後に、2月中旬以降、日程表では2月24日と仮で入れておりますが、教育委員会議にて、令和5年度使用いたします教科用図書の採択を決定するという流れになっており、2月末日には府教委、文科省の方に報告できるような形にしたいと考えております。

なお、各中学校の教員からの意見につきましても、教育委員会事務局で集約し参考資料といたします。

市立図書館を教科用図書センターとし、教科書展示会を開催し、だれでも気軽に閲覧できるような常設展示場を設置いたします。1月16日より法定展示として展示会を開始し、2月3日までの19日間の展示を予定しております。

最後に、教育委員の皆様には、選定委員会議の答申を踏まえ、採択権者として自らの権限と責任において採択をおこなっていただくこととなります。

つきましては、「臨時教育委員会議の日程」と「選定委員長からの答申後に教育委員学習会の日程」を調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、教科用図書採択手順について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○濱崎教育長

ありがとうございます。長い説明だったので2つに分けたいと思っています。

1つは教科書採択の公正確保の徹底ということに関わっているいろいろな説明をいただきました。そのことについて、今回一番課題となっていたところで説明していただいたのですが、その点でどうのご意見があるのかということで、後半の部分で採択事務の手順の流れについて説明していただいたので議論をしていきたいと思って

おります。特に資料2がすごく大事ということで説明をいただきましたが、公正確保等につきまして、何かご意見等ございますか。今回の事件を受けまして、前の採択の時に事務局として採択の流れの中で公正確保の徹底について説明していたことと、今回事件を受けて、前回と比べてどう変わったのかというようなところを、特に注目するところをもう一度お話しいただけますか。

○岸学校教育課課長代理

本来であれば、こういったことでも第三者委員会の方で再発防止に向けた部分の提案をしていただいた上での採択というのが一番理に適っているということは分かっているのですが、先ほど、第三者委員会の諮問の中にもありましたように、今年度末3月31日をもってこの報告書が出揃うということになりますので、これについては、我々が今回の教育委員会として検証した結果の部分で変更させていただいた点という事をお知りおきいただけたらと思っています。

そこで1点目ですが、選定委員会の会議録についてです。今回の事件を勘案すると、選定委員会の中がクローズアップされてメディア等でも報道されているのですが、その採択プロセスを記録する会議録を作成していなかったという部分があります。ここの部分に関しましては、改めまして、まずは選定委員会の会議録を作っていくという形になります。

また、先ほどありましたように、調査員・選定委員におきましては誓約書を書いていただきます。この誓約書におきまして、資料6の上の部分に、「わたくしは、藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則第3条第3項に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものでないことを誓約します」と書いていました。今回はその後に、「また、教科書採択における公正確保や教科書発行者との関係等について十分説明を受け理解したことを誓約します」ということで、先ほどから言われています資料2の部分のしっかりと理解しましたよということを受けてサインをいただくという形で今回フォームを変えさせていただいたということになります。

次に、人数的な部分になるのですが、令和2年度の採択の手続きにおいて関係していた調査員・選定委員に関しては、今回その選定から外れていただいて新たな方に入っていた、ということが大きく変わった点というふうに我々として今回提案させていただいております。

○濱崎教育長

三点ですね。

○寺田教育部理事

はい三点です。

○濱崎教育長

説明を聞かれて、公正確保についてご心配な点やご意見等ございますか。前の誓約書では、具体的な内容がなかったということですね。

○岸学校教育課課長代理

そうですね。

○濱崎教育長

これはしてはいけませんとか、こうしてくださいといったことをより明確にしたということですね。守っていくべきことをより明確にしたという理解でよろしいですね。

○岸学校教育課課長代理

はい。資料11は平成28年度の通知文になります。平成28年度というのは、全国的に教科書採択において不祥事があって、それを受けての通知文になるのですが、その裏面に不公正な行為ということが書かれております。このあたりは、調査員や選定委員に具体的な部分をお話する際にはまた使えるかなと思っていますので、このあたりについても細かく一定丁寧に説明していくことも大切かなと思っています。

○濱崎教育長

ここまで聞かれて、公正確保について何かご意見等ございますか。

○足立委員

資料5の名簿を拝見しますと、第三中学校、道明寺中学校のみになっていて、藤井寺中学校の方が保護者代表も含めて入っていないのですが、おそらく、当て職的な感覚でお願いするような形になっているようなイメージがあるのですが、そのあたりのバランス感覚というのは大丈夫ですか。

○寺田教育部理事

学校ごとのご意見については、別途、教員の方に教科書等を見ていただく中でご意見をいただくということをしておりますので、今回ご心配をいただいております件、うちで言いますと3中学ありますけれども、藤井寺中学校が入っていないからと言って、この選定の作業にいろいろ課題が出てくるとは事務局としては考えていません。

○濱崎教育長

採択にも手順の方も入っていますので、手順も含めて説明内容について質問等ございますか。9名から6名という話でのデメリットは仕方ないのですね。

○岸学校教育課課長代理

正直言うと、9名で議論した方が活発な議論になるのかなというのはあるのですが、それよりも、今回令和2年度に関係していた方を外していった結果が、この実際の6名というかたちで、校長、教頭から代表で1名ずつ出していただくという形で考えさせていただきました。

○濱崎教育長

よろしいでしょうか。新たに我々も今仕事をいただいたので、そのあたりのスケジュール感も踏まえて何でもご質問をいただけたらと思います。

○福村委員

教育委員会室に2セット教科書があるので見てくださいということですが、その場で見るとなる形になるのですか。

○岸学校教育課課長代理

そのあたりを決めかねているのですが、2セット用意させていただいているので、1セットはお名前を書いていただいて貸出ということが出来るのかなとも考えている。一つは教育委員室にあります。もう1セットは中学校にありますので回収しようと思っていますので、何とか2セット用意できるものだとということで予定としてあげています。1セットだけになった場合に関しては、教育委員室で見ていただくということになるかと思えます。

○濱崎教育長

教育委員用の資料としては2セット確保ということですね。

○岸学校教育課長代理

そうですね。教育委員室に2セット用意できたらと思います。

○富山委員

このスケジュール等も本当に筋が通っていて素晴らしいと思います。信頼を回復していくということに関して、こういう手順でこの教科書採択を予定しているということを、本来なら保護者、生徒さん全員にきちんと伝えてあげないと教科書替わったからいいでしょという問題ではなく、関係者がこれだけ集まって、これだけのことを考えて、これだけの短い期間で答えを出そうとしているという姿勢を、中学生に対しても伝えるべきかなと思います。できるかどうかわかりませんが。

○岸学校教育課課長代理

採択が一般的には8月末までに報告をするということが法令の方で書かれたものがあるのですが、今回は特別措置なので変わってくるのですが、その際は、9月の段階で一般閲覧としてどのような形で採択がされたのかというプロセスを見ていただけるような場面は作らせていただいています。今回は特別な形でしていますので、具体的にどこまでお示しできるのかというのは今後検討させていただきたいなと思います。おっしゃっていただいていることはよくわかりますので、ありがとうございます。

○濱崎教育長

富山委員が言われたことが今回の議論の一番の本質かなということなので、採択替えを行いますということの提示と、こんな形で選びましたというところの提示を、どう周知していくかということが信頼回復の中身の大きな要素かなというふうに意見を聞いて思いました。何とか少しでも実現できるようによろしくお願ひしたいなと思います。他にご意見等ございますか。

○足立委員

選定委員に人数とか、担うに当たっての手続き上のお話は理解したのですが、結局のところ、事前に対象となる教科書に目を通しておいていただいて会議の場で意見を言い合って決めていくという様な決め方に関しては従来通りということでしょうか。そこに関して、選定に関しての透明性というか、それも求められている部分になってくるのかなと思うのですが、そのあたりに関しては何かお考えになられていることはあるのですか。

○寺田教育部理事

実際に教科書を見ていただきながら調査員の方で調査書をまとめていただくという流れについては変えていません。ただ、そのあたりの中でどういう議論があったのかというご指摘かなと思っていますので、少なくとも調査員が集まった時に、どういう項目について話し合っただけ結果どうなったのかというところについては、私達も把握していきたいなと思っています。

○濱崎教育長

最後に説明していただきましたけれども、採択権者として自らの権限責任において自分の意見を言うというところが一つのポイントで、そこは明確に出るような議論がされたら、ご自身同士で、また人の意見や選定委員の意見を聞いて判断をすることもあるでしょうし、それ以外でも自分の意見をプラスして判断することもあるでしょうが、要は、採択権者として自ら判断するという、一人一人が自分の権限に基づいて判断していくということになりますので、最終的にはご自身で手を挙げていただく、この教科書がいいと判断していただくという形になるのかなと思います。

○足立委員

その選定委員会での議事録を公開するということになるのですか。

○岸学校教育課長代理

どういう形で公開するかというのはまた検討は必要かなと思いますが、少なくとも今回、個々の部分でご指摘に対して対応できなかった部分が我々事務局としてありますので、その部分は何かしら答えられるような形にしていきたいと考えております。

○富山委員

本来なら選定されている時の意見や顔の表情や声のトーンをビデオで収録するべきだと思います。非常に怖い事なのですが、それだけ責任をもってみんなで決めているんだということが本当は必要なのかもしれません。今回、教育に関して信頼をなくしてすごく恥ずかしい事になっていると思います。それをどういうふうにしたら回復できるのかということが本当に責任重大かなと思います。選ばれた6人の方に対しても、事の重大さを分かったうえで発言してきちんと進めていただきたいと思います。心から思います。

○濱崎教育長

非公開でなかなか見られない部分があるので、そのあたりが会議録等で推察できたら一番です。その辺もいいご意見なので踏まえながら考えていきましょう。他にご意見等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第2号 中学校教科用図書の採択事務について、決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

『一同挙手』

○濱崎教育長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定しておりまして2議案は決定をいただきました。

最後に、全体を通じまして何かご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、かなり厳しいタイトなスケジュールの中で我々も頑張っていかなければいけません。よろしくお願いを致します。

以上をもちまして、令和5年1月臨時教育委員会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後5時55分